

青森県看護師等の資格等を有する者の介護員養成研修の受講の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の資格等を有する者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護に従事しようとする場合の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号の研修（以下「介護員養成研修」という。）の受講の特例について定めるものとする。

(研修科目の免除等)

第2条 看護師等の資格を有する者については、介護員養成研修の課程に係る研修科目のすべての受講を免除するものとする。

- 2 実務者研修を修了している者については、介護員養成研修の課程に係る研修科目の全ての受講を免除するものとする。
- 3 第1項に定める者が法第8条第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護に従事しようとする際の証明書は、当分の間、看護師等の免許をもって代えるものとする。
- 4 第2項に定める者が法第8条第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護に従事しようとする際の証明書は、当分の間、実務者研修修了証明書をもって代えるものとする。
- 5 介護職員初任者研修を修了している者については、生活援助従事者研修の課程に係る研修科目の全ての受講を免除し、初任者研修修了証明書をもって生活援助従事者研修を修了しているものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。